

# 排水設備指定工事店及び指定給水装置 工事事業者の指定等に係る手数料を 見直します

## 加須市下水道条例及び加須市水道事業給水条例の一部改正について

### ■ 条例改正の背景

水道法が一部改正（公布：平成30年12月12日）され、令和元年10月1日から、水道事業の指定給水装置工事事業者の指定に更新制が導入されるため、当該更新に係る手数料を定めるとともに、水道事業及び下水道事業に係る手数料を見直すものです。

### ■ 一部改正の対象となる条例（手数料）

- (1) 加須市下水道条例の一部改正  
（排水設備指定工事店の指定更新手数料）
- (2) 加須市水道事業給水条例の一部改正  
（指定給水装置工事事業者の指定（更新）手数料）  
（指定給水装置工事事業者証の書換交付手数料又は再交付手数料）

### ■ 条例改正の主な内容

- (1) 加須市下水道条例の一部改正関係
  - ① 排水設備指定工事店の指定の更新に係る手数料を改める。  
「5,000円」⇒「10,000円」
- (2) 加須市水道事業給水条例の一部改正関係
  - ① 指定給水装置工事事業者の指定に係る手数料を改める。  
「20,000円」⇒「10,000円」
  - ② 指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料を定める。  
「10,000円」
  - ③ 指定給水装置工事事業者証の書換交付手数料又は再交付に係る手数料を定める。  
「3,000円」

### ■ 条例の施行日

令和元年10月1日